

様式第 1 号

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	火薬類の譲受許可（建設用びょう打銃空砲に限る。）		
根拠法令名	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）	（条項）第 17 条第 1 項	
基準法令名	火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）	（条項）第 17 条第 2 項	
所 管 部 署	消防局	予防課	調査係
標準処理期間	3 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 火薬類譲受・消費許可申請書等の手引き 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 全部記載 一部・項目のみ記載 <p>[譲受許可基準]</p> <p>火薬類取締法第 17 条第 2 項に規定する「譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるとき」に該当しないことを基準とする。</p>			

参 考

[根拠法令]

火薬類取締法 第17条

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
 - 二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。
 - 三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者（許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第1項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
 - 四 鉱業法（昭和25年法律第289号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘探する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
 - 五 第24条第1項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
 - 六 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。
- 2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
 - 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。
 - 4 都道府県知事が、第1項の許可をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、譲渡許可証又は譲受許可証を交付しなければならない。
 - 5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第1項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。
 - 6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、1年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受に必要であると認めて定めた期間とする。
 - 7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換を受けなければならない。
 - 8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。
 - 9 不要となつた譲渡許可証又は譲受許可証の返納に関し必要な事項は、政令で定める。

[基準法令]

火薬類取締法第 4 8 条

第 2 条、第 9 条、第 1 2 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 2 4 条第 1 項、第 2 5 条第 1 項又は第 2 7 条第 1 項の許可には、条件を附することができる。

- 2 前項の条件は、災害の防止又は公共の安全の維持をはかるため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない

審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。